

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 委託業務名 eVTOL 離着陸場等整備に係る基本設計及び実施設計
2. 計画概要
 - (1) 施設仮称 eVTOL 離着陸場
 - (2) 建築場所 愛知県西春日井郡豊山町
 - (3) 施設用途 eVTOL 専用の離着陸場等の整備
3. 履行期限 令和9年3月10日
4. 設計概要
 - (1) 構造・規模 電気設備 専用充電設備群を含む受変電設備等：2,700 m²
上記工作物、既存施設（整備イメージ案参照）の改修及び敷地整備に係る基本設計・実施設計一式
 - (2) 設計と条件 別紙 「整備イメージ案」

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）による。

1. 特記仕様書の適用

設計業務委託特記仕様書に記載された特記事項の中で ・ 印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 建築士事務所の要件

建築士法第23条の6による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（建築士法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士（建築士法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士（建築士法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士（建築士法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

4. 設計業務の範囲

(1) 基本設計の一般業務は令和6年1月国土交通省告示第8号 基本設計に関する標準業務のうち、次による。

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等
- 電気配管の敷設に伴う舗装や土木撤去・施工・復旧計画

(注) 基本設計には次の業務を含むものとする。

- 消防法協議
 - ・ 現地調査（設計に必要な測量を含む）

(2) 基本設計の追加業務の内容は次による。

- 透視図作成（簡易なものを除く。基本設計完了時：A2サイズ、フルカラー）

(3) 実施設計の一般業務は令和6年1月国土交通省告示第8号実施設計に関する標準業務のうち、次による。

- 要求等の確認
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 実施設計方針の策定
- 実施設計図書の作成（実施設計図書の作成、建築確認申請図書の作成）
- 概算工事費の検討
- 実施設計内容の建築主への説明

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- b. 概算工事費の検討は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

また、受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、添付ファイルの容量が7MBを超えないものは、従来様式に基づく書類に代えて原則電子メールにより行う。

(3) 適用基準等

- a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- 公共建築工事積算基準等資料
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 昇降機技術基準の解説

(4) 資料の貸与及び返却

既存設計図書 { ○ 建築 ○ 電気設備 ○ 機械設備 ○ 地盤調査報告書
・標準的設計図書○(従前計画通知図書等) } の貸与及び返却は、監督員による特段の指示がない場合には、当該施設の施設管理者とし、手続き等は施設管理者の指示による。

(5) 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

(6) 有害物質等の対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

(7) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

6. 成果物等

(1) 基本設計

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

成果物等		電子納品	
(1) 総合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画説明書 ・ 仕様概要書 ・ 仕上概要表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 断面図 ・ 立面図 ○ 工事費概算書 ○ 打合わせ記録簿 ・ 各種技術資料 ○ 透視図（簡易なものを除く） ・ 模型 ○ 各種技術資料 ○ その他実施設計に必要な資料 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (R, R/O) (R, R/O) (D, D/O) (D, D/O) (D, D/O) (D, D/O) (D, D/O) (D, D/O) (R, R/O) (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) () 	
(2) 構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計画説明書 ・ 構造設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) 	
(3) 設備	(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 ○ 電気配管の敷設に伴う舗装や土木撤去・施工・復旧計画 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) ()
	(ii) 給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水衛生設備計画説明書 ・ 給排水衛生設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) ()
	(iii) 空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調換気設備計画説明書 ・ 空調換気設備設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) ()
	(iv) 昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昇降機等計画説明書 ・ 昇降機等設計概要書 ・ 工事費概算書 ・ 各種技術資料 	<ul style="list-style-type: none"> (R, R/O) (D, D/O) (R, R/O) ()

- (注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「-」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等(簡易な透視図、日影図及び技術資料等)の作成を含むものとする。
- (注5) (2)及び(3)の「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- (注6) (2)及び(3)の「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(2) 実施設計

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

成果物	電子納品の適用	成果物	電子納品の適用		
建築	・仕上表	D, D/0	建築 設計 備 共 通	○工事概要	D, D/0
	・面積表及び求積図	D, D/0		○特記仕様書	D/0
	○平面図 (各階)	D, D/0		○敷地案内図	D, D/0
	・断面図	D, D/0		○配置図	D, D/0
	・立面図 (各面)	D, D/0		○仮設計画図	D, D/0
	・矩計図	D, D/0		○各種技術資料	R, R/0
	・展開図	D, D/0		○設備容量等各種計算書	R, R/0
	・天井伏図 (各階)	D, D/0		○関係法令協議書及び申請書	R, R/0
	○平面詳細図 部分詳細図 (断面含む)	D, D/0		○打合せ記録簿	R, R/0
	・建具表	D, D/0		○維持管理費用概要書	R, R/0
	○サイン計画図	D, D/0		○計画通知書関係書類	R, R/0
	○外構図	D, D/0		○計画通知関係図	R, R/0
	・仮設計画図	D, D/0		・省エネルギー関係計算書	D, D/0
	・構造設計図	D, D/0		・防災計画図書	R, R/0
	1. 特記仕様書	D, D/0		・中高層建築物の届出書	R, R/0
	2. 構造基準図	D, D/0		○物価資料掲載価格比較書	R, R/0
	3. 伏図(各階)	D, D/0		○見積書等関係資料 (一覧表・比較書等)	R, R/0
	4. 軸組図	D, D/0		○複合単価等の作成 (代価表・別紙明細書)	R, R/0 R , R/0
	5. 部材断面図	D, D/0		○設計書	R, R/0
	6. 部分詳細図	D, D/0		○工事費概算書	R, R/0
	7. 構造詳細図	D, D/0		・工事計画工程表 木材利用調査表 (様式1又は様式2)	R, R/0
	8. 構造計算書	R, R/0		・環境問題等に関する資料	R, R/0
	○設計説明書	R, R/0		・企画書に対応する資料	R/0
	○【建築工事】数量算出チェックリスト	R, R/0		・模型	R, R/0
	○【建築工事】数量チェックシート	R, R/0		・透視図	R, R/0
	○建築工事積算数量算出書	D, D/0		・その他 ()	D, D/0
	○建築工事積算数量調書	D, D/0			
	・日影図				
・その他工事に必要な図書					

- (注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/0」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/0」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「-」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等(簡易な透視図、日影図及び技術資料等)の作成を含むものとする。
- (注5) (2)及び(3)の「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- (注6) (2)及び(3)の「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

成果物等		電子納品の種別	成果物等		電子納品の種別
電 気 設 備	○ 機器、盤類、照明姿図	D, D/O	機 械 設 備	・ 機器表	D, D/O
	○ 各種系統図、機器仕様	D, D/O		・ 給排水衛生設備系統図	D, D/O
	○ 各種結線図・盤関係図	D, D/O		・ 給排水衛生設備平面図（各階）	D, D/O
	○ 電灯・コンセント配線図（各階）	D, D/O		・ 消火設備系統図	D, D/O
	○ 動力設備平面図（各階）	D, D/O		・ 消火設備平面図（各階）	D, D/O
	・ 通信・情報設備平面図（各階）	D, D/O		・ 排水処理設備図	D, D/O
	○ 受変電設備図	D, D/O		・ 給湯設備図	D, D/O
	・ 自家発電設備図	D, D/O		・ 空気調和設備機器図	D, D/O
	・ 拡声設備図	D, D/O		・ 空気調和設備系統図	D, D/O
	・ 火災報知等設備系統図	D, D/O		・ 空気調和設備平面図（各階）	D, D/O
	・ 火災報知等設備平面図（各階）	D, D/O		・ 換気設備系統図	D, D/O
	・ テレビ共同受信設備図	D, D/O		・ 換気設備平面図（各階）	D, D/O
	・ 構内情報通信網設備図	D, D/O		・ 排煙設備図	D, D/O
	・ 誘導支援設備図	D, D/O		・ ガス設備図	D, D/O
	・ 電気時計設備図	D, D/O		・ 自動制御設備図	D, D/O
	・ 防犯設備図	D, D/O		・ 屋外設備図	D, D/O
	・ 雷保護設備図	D, D/O		・ 厨房機器設備図	D, D/O
	・ 構内配電線路図	D, D/O		・ 浄化槽設備図	D, D/O
	・ 構内通信線路図	D, D/O		・ ごみ処理設備図	D, D/O
	・ 構内交換設備図	D, D/O		・ さく井設備図	D, D/O
○ 部分詳細図	D, D/O	・ 昇降機設備図	D, D/O		
○ 【電気設備工事】数量算出チェックリスト	R, R/O	・ 搬送機設備図	D, D/O		
○ 電気設備工事積算数量算出書	R, R/O	・ 特殊設備図	D, D/O		
○ 電気設備工事積算数量調書	R, R/O	・ 部分詳細図	D, D/O		
・ その他工事に必要な図書		・ 【機械設備工事】数量算出チェックリスト	R, R/O		
○ 電気配管の敷設に伴う舗装や土木撤去・施工計画		・ 機械設備工事積算数量算出書	R, R/O		
		・ 機械設備工事積算数量調書	R, R/O		
		・ その他工事に必要な図書			

- (注1) 上記のうち ・ に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ（s f c形式）を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ（オリジナル形式）を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「―」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 紙媒体での提出は電子納品対象（電子納品適用、適用外共）、電子納品対象外共各1部（各一式）とする。

(3) 成果物の納入場所及び部数
「eVTOL 離着陸場等整備に係る調査及び設計業務委託 業務仕様書」の
7 成果品作成部数等を参照。

(4) 成果物の扱いについて
成果物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（コンサルタント業者や当該施設に係る工事の請負者等）に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

7. 電子納品について

(1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。

(2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

(3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。